

議案第 1 1 4 号

大津市北部地域文化センター条例の一部を 改正する条例の制定について

令和8年9月18日
教育委員会 北部地域文化センター

1. 基本的な考え方

施設使用料の設定については、負担の公平性を確保するために、利用者がどこまで負担すべきか、市がどこまで負担すべきかなど使用料についての基本的な考え方を整理した、本市の統一的な使用料設定基準「施設使用料設定基準（平成23年3月策定、平成27年8月改訂）（以下「設定基準」という。）」が定められている。

今回、この「設定基準」に基づき、考慮すべき事項を反映させつつ、施設使用料の改定を行う。

考慮すべき事項（「設定基準」から抜粋）

（1）定期的な使用料の改定について

市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用等の変化を把握し、原則として、3～5年毎に見直しを行うものとする。

（2）類似（同一目的）施設の施設間調整について

使用料を最終決定するにあたっては、市内の類似（同一目的）施設の使用料との均衡を考慮し、当該施設の使用料を決定する。

(3) 激変緩和措置と使用料の据え置きについて

使用料の改定により、現行の使用料を大幅に上回る場合は、利用者の負担が急激に増加し、大きな影響を及ぼすこととなるため、当初2年間は1.25倍、その後は1.5倍を改定上限とし、原則、2段階にて改定を行う。

なお、施設の年間維持管理経費（物件費・人件費）の年次的な変動を考慮し、算定基準に基づく使用料と現行使用料との乖離率が±20%以内である場合は、使用料を据え置く。

(4) 市外利用者の取扱いについて

公の施設は、市民の利用に供することを目的として設置されているものであることから、受益と負担の公平性、市民優遇の観点から、市外の利用者、団体の利用について、使用料又は利用料金を設定する必要がある場合は、原則、通常料金の1.5倍として、市外割増料金を設定する。

<参考>

類似（同一目的）施設の施設間調整（3センター合計）

年間コスト（人件費＋物件費）	――	1 6 4, 5 8 3, 2 3 0 円（A）
貸出総面積	――	3, 6 3 0 m ² （B）
年間開館時間	――	3, 5 2 8 H（C）

$$1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間単価（} \underline{12.85 \text{ 円}} \text{）} = \text{（A）} \div \text{（B）} \div \text{（C）}$$

使用料の基本算定式

$$\text{使用料} = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間単価} \times \text{各室面積} \times \text{受益者負担割合（50\%）}$$

* 受益者負担割合

施設の「日常生活上の必要性」、「民間による提供の可能性」といったサービスの性質（公共性の強弱）により、受益者と市（公費）の負担割合を決定

2. 使用料算定結果

北部地域文化センター（使用 1 区分の料金）

単位：円

使用区分		現行		改正後 (R9.4.1)	改正後 (R11.4.1)
市民	ホール	13,540	→	16,920	20,310
	リハーサル室	1,190	→	1,480	1,600
市民以外の者	ホール	20,310	→	25,380	30,460
	リハーサル室	1,790	→	2,230	2,410

使用料の算定結果（想定使用料）により、利用者の負担が増加することから、「設置基準」の規定に基づき、激変緩和措置として当初2年間（令和9年4月1日から同11年3月31日まで）は現行使用料の1.25倍を上限、それ以降の使用料は1.5倍を上限とする2段階にて改定を行う。